

みどり市競争入札心得

(趣旨)

第1条 みどり市が発注する建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)、みどり市契約規則(平成18年みどり市規則第49号。以下「契約規則」という。)その他の規程に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、設計書、図面、仕様書等を熟知し適切な積算を行い、入札書を作成しなければならない。この場合において、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者にかかわらず、自己の見積金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札書は、工事ごとに封筒に入れ、工事名及び工事場所並びに住所・氏名を記載し、公告又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。

4 ぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)による入札(以下「電子入札」という。)にあつては、指定された日時までに入札書を電子入札システムにより提出すること。

5 入札書提出後は、いかなる理由があつても入札書の書換え、引替え又は撤回することはできない。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。

8 入札参加者は、自治令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

9 入札に参加しようとする工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があると認められる者は、原則として当該工事の入札に参加できない。

10 同一工事における入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる場合は、原則として当該工事の入札に参加できない(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。

この場合においては、入札の前に、入札辞退届(又は辞退届)を提出することとする。

2 再度入札においては、入札の前に、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出することとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札に関して談合等不正行為が認められたときは、当該契約を解除し、又は違約金等を徴収することがある。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者であること。

(2) 代理人が委任状を持参しないとき。

(3) 入札保証金を納付する場合において、入札保証金が入札金額の100分の5以上に達しないとき。

(4) 記名押印がないとき。

(5) 電子入札システムに係る電子認証を取得していない者が電子入札システムによる入札を行ったとき。

(6) 金額を訂正した入札書を提出したとき。

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載もれがあるとき。

(8) 入札に際し不正行為のあった者が入札書を提出したとき。

(9) 同一の入札について、同一の者が異なる入札参加者の代理人として入札書を提出したとき。

(10) 指名停止期間中の者が入札書を提出したとき。

(11) 入札金額等の錯誤により、入札者から開札までに入札錯誤弁明書(様式第1号)が提出され、当該入札が錯誤に該当すると入札執行者が認めたとき。ただし、錯誤とは、表示上の錯誤(金額の桁誤り、総価と単価の取り違い等)、その他明らか

な錯誤(仕様書等の誤読による数量の取り違い等)があった場合をいう。

(12) 前各号に定めるもののほか入札に関する条件に違反したとき。

(失格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 入札の開始時に入札会場に出席していないとき。
- (2) 電子入札において、指定された日時までに入札書を提出しないとき。
- (3) 最低制限価格を設ける入札において最低制限価格未満であるとき。
- (4) 予定価格を事前公表している入札において、予定価格を超える入札をしたとき。
- (5) 積算内訳書の提出が必要な入札において、入札金額に対応した積算内訳書の提出がないとき。
- (6) 入札執行者の指示に従わないとき。
- (7) 前条で規定する無効の入札をしたとき。

2 失格となった者は、再度入札に参加できない。

(落札者の決定)

第9条 入札執行者は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、自治令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 自治令第167条の10第1項の規定を適用する入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とするが、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する。

4 前項に規定する通知は、電子入札にあつては電子入札システムにより通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 電子入札においては、電子くじにより落札者、落札候補者又は順位を定める。

(入札不調)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、不調とする。

- (1) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (2) 入札において落札者がいないとき。

(再度入札)

第12条 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、原則として、入札不調とするが、直ちに再度入札を行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表している入札においては、再度入札は行わない。

(契約保証金)

第13条 落札者は、次の事項に応じた契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、契約規則第23条第2項に規定する有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。この場合において、契約規則第23条第3項第1号及び第2号に規定する履行保証保険契約を締結した場合又は公共工事履行保証証券の保証に付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (3) 金銭的保証では履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合の契約保証金は100分の30以上とし、公共工事履行保証証券に係る保証(瑕疵担保特約を付したものに限り。)によるものとする。
- 2 契約規則第23条第3項7号の規定により契約保証金を免除する場合であっても、契約解除の場合における違約金を免除するものではない。

(課税及び免税事業者届出書)

第14条 落札者は、遅滞なく課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りではない。

(契約の締結)

- 第15条 落札者は、契約規則第20条の規定により契約を締結しなければならない。
- 2 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者の入札保証金は還付しない。この場合において、みどり市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年みどり市告示第13号)の規定による指名停止措置を行う。
- 3 市議会の議決を要するものについては、仮契約を締結し、市議会での議決後に本契約とみなすものとする。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電子入札による手続)

第17条 ぐんま電子入札共同システムを使用して入札等を実施する場合は、当該システム運用基準によるものとする。

附 則

- 1 この心得は、平成30年8月6日から適用する。
- 2 みどり市競争入札心得(平成18年7月13日制定)は、平成30年8月5日をもって、廃止する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から適用する。

様式第 1 号(規格 A4)(みどり市競争入札心得第 7 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

弁明者

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

入札錯誤弁明書

下記案件について、錯誤により入札を行いましたので、無効となるよう求めます。
なお、本弁明に基づく裁定には、いかなる異議申し立ても行いません。

記

1. 案 件 名 称

2. 入 札 金 額 金 円

3. 錯誤の理由

【本書提出にかかる注意事項】

- (1) 錯誤の理由は詳細に記載してください。
- (2) 開札日時までに財政課へ直接提出してください。開札後の提出、また、本書によらない弁明は一切認めません。
- (3) 錯誤と認められない場合には、有効な入札となります。

《委任者による提出の場合》

上記弁明者は下記の者を代理人と定め、本件に関する権限を委任します。

代理人 氏名 _____

弁明者連絡先電話番号 _____ () _____

代理人連絡先電話番号 _____ () _____